製造委託契約書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と、株式会社△△△△（以下、「乙」という。）は、以下のとおり製造委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（製造委託の合意）

１　甲は、乙に対し、別紙仕様書【省略】記載の製品（以下、「本件製品」という。）の製造を委託し、乙はこれを受託する。

２　本契約は、甲乙間における本件製品の継続的な製造委託取引にあたり、甲乙間の基本的な取引条件及び権利義務を定めることを目的とする。

第２条（製造代金）

本件製品の製造代金の単価は、下記のとおりとする。甲は、乙に対し、当月末日までに納入を受けた本件製品の個数分の製造代金を翌月〇〇日までに、乙が指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、その振込手数料は、甲の負担とする。

【製造代金単価】

１個　〇〇〇〇円（消費税別）

第３条（最低注文数量）

甲は、乙に対し、本契約の締結後、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに、本件製品の製造を下記の最低注文数量以上注文し、その製造代金を支払わなければならない。

【最低注文数量】

〇〇〇〇個

第４条（本件製品の仕様）

１　乙は、本件製品の仕様、品質、数量その他の事項について、甲が交付する別紙仕様書【省略】に従って製造するものとする。

２　甲又は乙は、本件製品の仕様を変更する場合、相手方に対して書面によりその申入れを行うものとし、その申入れから〇日以内に甲及び乙の協議により仕様の変更の可否及び製造代金の変更等を決定するものとする。甲及び乙が当該仕様の変更及び製造代金の変更等について合意した場合、その条件を具体的に記載した書面を取り交わすものとする。

３　前項の協議が調わないために本契約を中止しようとする場合、甲は、乙に対し、中止時点までに乙が製造した本件製品の個数分の製造代金を支払うとともに、第３条の最低注文数量が未達であれば下記の損害賠償額による損害賠償をしたうえで製造未了部分を含めて本契約を解約することができる。ただし、乙の都合による仕様の変更の場合、甲は、乙に対し、本項による損害賠償をすることを要しない。

　　【損害賠償額】

　　（第２条の製造代金単価×第３条の最低注文数量）－中止時点までに製造した本件製品（納入済みのものを含む）に係る製造代金総額

第５条（製造にかかる原材料）

１　甲は乙に対して本件製品の製造に必要な原材料（以下、「支給材料」という。）を継続的に供給し、乙は支給材料の引渡しを受けたときは甲に対して受領証を交付する。乙は引渡しを受けた支給材料について直ちに検査を実施し、不足又は瑕疵等が存在する場合、直ちに甲に対して通知するものとし、甲は乙から当該通知を受けた場合、速やかに追完するものとする。

２　甲は、乙に対し、本件製品の製造数量を指示し、それに必要な支給材料を下記の指定場所宛てに送付する。ただし、その送付にかかる費用は、甲の負担とする。

　　【指定場所】

　　乙の〇〇工場（〇〇県〇〇市〇〇〇〇所在）

３　乙が支給材料を受領後、支給材料が滅失、毀損し、又は盗難に遭ったときは、乙は、甲に対し、直ちにその事実を通知し、その対応について甲と協議するものとする。ただし、この定めは、支給材料の滅失等に関する乙の責任を免除するものではない。

第６条（模倣の禁止）

乙は、本件製品の模倣品及び類似の製品を製造してはならない。

第７条（個別契約）

１　甲及び乙は、本契約に基づき、本件製品の製造に関し、個別契約を締結する。本契約は、甲乙間における個別契約すべてに適用される。ただし、甲及び乙は、協議のうえ、個別契約において、本契約に定める条項の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の定めが本契約に優先する。

２　個別契約は、甲が乙に対して製品名、数量、製造代金、納入期日、納入場所、その他の必要事項を記載した注文書を発行・交付し、乙がこれに対応する注文請書を発行・交付することにより成立する。

３　乙は、前項の納入期日までに本件製品の製造を終了し、これを前項の納入場所に納品するものとする。ただし、その納品にかかる費用は甲の負担とし、その支払方法等は第２条に順ずるものとする。

４　乙は、第２項の納入期日までに本件製品を納入することができない事情が生じた場合、直ちに甲に対してその理由及び納入予定時期を通知し、その対応について甲と協議する。ただし、この定めは、納入期日の遅延に関する乙の責任を免除するものではない。

第８条（検収）

１　甲は、甲から本件製品の納入を受けたときは、本件製品の納入後３営業日以内に、本件製品の仕様、品質及び数量を検査する。

２　甲は、前項の検査の結果、本件製品に仕様、品質又は数量に関する契約不適合を認めた場合、前項の検査後３営業日以内に、乙に対して書面により通知する。甲がこの期限内に通知を行わなかった場合は、検査に合格したものとみなし、これをもって検収完了とする。

第９条（所有権の移転）

１　本件製品の所有権は、それが原材料、半製品、完成品のいずれの状態であるかを問わず、甲に帰属する。

２　乙は、本件製品の原材料の供給を受けたあと、本件製品を甲に対して引き渡すまでの間、本件製品の原材料、半製品、完成品を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとし、これらを本件製品の製造以外の目的のために使用してはならず、第三者に対して譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならない。

３　乙は、本件製品の原材料、半製品、完成品を保管している間、それらが甲の所有であることを示す適切な表示を施し、甲が指定する保険に乙の負担をもって一括付保するものとする。

第１０条（危険負担）

１　本件製品の納入前に発生した本件製品の滅失、毀損等の危険は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

２　本件製品の納入後に発生した本件製品の滅失、毀損等の危険は、乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲の負担とする。

第１１条（契約不適合責任）

１　乙は、本件製品に仕様、品質又は数量に関する契約不適合がある場合、甲の選択に従って、乙の負担をもって、遅滞なく、交換、修補、追加納品、代品提供、その他の方法による履行の追完または代金減額を行う。ただし、次に掲げる区分に従い、甲が乙に対する通知を行った場合に限る。

一　甲が第８条第１項の検査によって契約不適合を認めたとき

甲が第８条第２項の通知を期限内に行った場合

二　第８条第１項の検査によって発見できない契約不適合があるとき

甲が本件製品の納入後６か月以内に当該契約不適合を発見し、当該契約不適合の発見後３営業日内にその内容を乙に対して書面により通知した場合

２　甲が方法を指定して前項の履行の追完を請求した場合でも、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が指定した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　この条の規定は、第１９条の規定による損害賠償請求を妨げない。

第１２条（製造物責任）

本件製品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る損害が生じた場合、乙は、乙の負担をもってその解決にあたるものとする。ただし、甲が交付する別紙仕様書【省略】に記載の仕様又は甲が供給する支給材料に起因する本件製品の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る損害が生じた場合、甲は、甲の負担をもってその解決にあたるものとする。

第１３条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約により知り得た相手方の技術上及び営業上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約の目的の範囲外で使用し、又は第三者に開示してはならない。ただし、次の各号の情報については、この限りでない。

（１）開示を受けたときに既に保有していた情報

（２）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

（３）開示を受けたときに既に公知・公用であった情報

（４）開示を受けた後、乙に責任のない事由によって公知・公用となった情報

（５）開示を受けた秘密情報を利用することなく独自に取得又は創作した情報

（６）相手方から秘密保持義務を負わない旨の書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。以下同じ）による事前の承諾を得た情報

２　前項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる場合には、必要最小限の範囲に限り、秘密情報を開示することができる。

（１）法令、官公庁又は裁判所の命令・要請等により秘密情報を開示することが要求される場合

（２）弁護士、税理士、公認会計士その他これに準ずる法律上の守秘義務を負う者に対し、本件取引に関する相談・依頼をするために秘密情報の開示が必要となる場合

第１４条（契約終了後の効果）

１　本契約の終了時において未履行の個別契約が存在する場合、当該未履行　の個別契約について本契約が適用されるものとする。

２　本契約の終了後といえども、第１１条ないし本条、第１７条ないし第２３条、第２５条及び第２６条など、その性質上当然に存続する条項は、なお有効に存続するものとする。ただし、前条については、本契約終了後５年間を存続期間とする。

第１５条（契約期間）

本契約の契約期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間とする。ただし、契約期間満了の〇か月前までに甲及び乙のいずれからも申出のない場合は、本契約と同一の条件でさらに〇年間継続するものとし、以後も同様とする。なお、本条に基づく契約期間満了により本契約が終了する場合であっても、甲は、第３条の最低注文数量の未達に関する責任を免れない。

第１６条（中途解約）

甲及び乙は、本契約の契約期間中であっても、〇か月前までに書面により解約の申入れをすることにより、本契約を中途解約することができる。なお、本条に基づく甲の申入れにより本契約が中途解約される場合、甲は、第３条の最低注文数量の未達に関する責任を免れない。

第１７条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が本契約の条項又は個別契約の定めのいずれかに違反し、是正の催告をしたにもかかわらず、１週間以内に当該違反が是正されない場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なく直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）監督官庁による営業許可の取消し、営業停止等の行政処分を受けたとき

（２）支払不能、支払停止又は手形もしくは小切手が不渡りとなったとき

（３）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき

（４）仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあったとき

（５）公租公課の滞納処分を受けたとき

（６）手形交換所の取引停止の処分を受けたとき

（７）財産状況が悪化し、又は悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

（８）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

（９）本契約の条項又は個別契約の定めについて重大な違反があったとき

（１０）その他本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

　３　甲は、乙が第２３条に違反した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

第１８条（期限の利益の喪失）

甲及び乙は、前条第２項又は第２２条の事由が生じた場合、相手方に対して負担する一切の債務について、期限の利益を喪失する。

第１９条（損害賠償）

１　甲及び乙は、本契約の条項又は個別契約の定めのいずれかに違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に発生した損害（現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない）を賠償しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第３条の最低注文数量の未達に関する甲の損害賠償額は、下記のとおりとする。

　　【損害賠償額】

　　（第２条の製造代金単価×第３条の最低注文数量）－本契約の締結後、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までに注文した本件製品（製造・納入済みのものを含む）に係る製造代金総額

第２０条（遅延損害金）

甲及び乙は、本契約又は個別契約における金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し、年１４．６％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第２１条（不可抗力）

１　甲及び乙は、地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ、争議行為、ストライキ、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、甲及び乙の責めによらない火災、その他の不可抗力による本契約又は個別契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対して責任を負わないものとする。ただし、金銭債務の履行遅滞については、この限りでない。

２　甲及び乙は、前項の事由が生じた場合、直ちに相手方に対して通知するとともに、当該事由による影響の軽減・回復のために最善の努力を尽くすものとする。

３　甲及び乙は、第１項の事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難な場合、協議のうえ、本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。

第２２条（反社会的勢力の排除）

１　甲及び乙は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

（１）自ら又は自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）もしくは自らの経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること

（２）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（４）自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的など、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（６）自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２　甲及び乙は、相手方に対し、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、かつ第三者を利用して行わせないことを表明し、確約する。

（１）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

（２）偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は名誉・信用等を毀損する行為

（３）その他、前各号に準ずる行為

３　甲及び乙は、相手方が前二項のいずれかに違反する行為をした場合、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。この場合、解除された当事者は、相手方に対し、当該解除による損害の賠償を請求することができない。ただし、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第２３条（権利義務の譲渡及び再委託の禁止）

１　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約及び個別契約における一切の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なく、本件製品の製造に関する業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。また、この承諾がある場合でも、当該他人がさらに第三者に本件製品の製造に関する業務の全部又は一部を委託し、又は請け負わせることはできない。

３　乙は、前項により事前に甲の書面の承諾を得て本件製品の製造に関する業務の全部又は一部を他人に委託し、又は請け負わせる場合、本契約及び個別契約により乙が負う義務と同等の義務を当該他人に負わせるものとする。この場合、乙は、甲に対し、当該他人の故意又は過失について、自ら本件業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

第２４条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当した場合、又は該当するおそれがある場合、相手方に通知しなければならない。

（１）第１７条第２項に定める事由

（２）商号、代表者、所在地、資本金又は事業目的の変更、その他経営に重大な影響を及ぼす事項

第２５条（専属的合意管轄裁判所）

本契約について発生した一切の紛争については、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２６条（協議事項）

本契約の定めにない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し、円滑に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　年　　月　　日

甲：

乙：